

三川町公式フェイスブックページ運用方針

令和4年3月1日

1 目的

本方針は、三川町が公式フェイスブックページ（以下、「本ページ」という。）の運用に関する事項について定めるものである。

2 運用方法

本ページは、以下のとおり運用する。

(1) ページの名称と URL

- ・三川町
- ・<https://www.facebook.com/mikawatown/>

(2) 発信する情報

本ページでは、広報紙、ホームページ、全戸配布するチラシに掲載する情報、防災行政無線で放送する情報等を中心に、重要度や高い情報や対象が広範囲に渡る情報を発信するものとする。具体的には、以下の内容とする。

- ・災害、緊急情報
- ・イベント、催しに関する情報
- ・全町民が対象となる町政に関する情報
- ・その他広く周知したい情報

(3) 投稿上の注意点

- ・文章は短く、簡単な表現とする。
- ・適宜、絵文字や顔文字、感嘆符（?や!等）を使用し、親しみやすい表現を使用する。
- ・詳細な情報をお知らせする必要がある場合は、町公式ホームページ上にコンテンツを設け、リンクの貼り付け等を行う。
- ・必要に応じて、写真や画像を使用する。

3 運用体制

- (1) 本ページの管理者は、企画調整課長とし、企画調整係が管理を行う。
- (2) 投稿する情報の作成は、情報を所管する課の担当者が課長の責任の下に行う。また、情報の末尾には所管する部署を表記する。
- (3) 本ページにおける情報発信は、原則として平日（年末年始及び閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間に行う。ただし、これ以外の日時においても必要に応じて運用する場合がある。

4 利用者からのコメント等に対する対応

- (1) 利用者は本アカウントの投稿を「シェア」「いいね」するほか、コメント等を投稿することが

できる。

- (2) 本アカウントにおいて利用者からのコメントやダイレクトメッセージ等には原則として回答しない。
- (3) 町政全般に対する意見、提言、質問等については「三川町ホームページ」の「三川町に対するご意見・ご提言」(<https://www.town.mikawa.yamagata.jp/mikawa/contact.html>) で受け付けるほか、情報の発信元の部署に問合せしていただくものとする。

5 各機能の利用

(1) 「シェア」「いいね」機能

必要に応じ、国・地方公共団体の投稿、公共性の高い機関の投稿、三川町の話題に関する投稿など、三川町以外のソーシャルネットワーキングサービスアカウントの投稿を「シェア」「いいね」することがある。ただし、当該投稿を行ったアカウント自体や、そのアカウントが行ったほかの投稿内容に対する賛同や支持等の意思を必ずしも示すものではない。

(2) その他の機能

必要に応じて、ソーシャルネットワーキングサービスの仕様における広報活動に有効な機能を利用する場合がある。

6 禁止事項

以下に該当する行為があると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部または一部を削除、通報、ブロック等の対応を取ることがある。

- (1) 法令や公序良俗に反する内容のコメント等の投稿
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷する内容のコメント等の投稿
- (3) その他町が不適切と判断した行為

7 著作権

本ページに掲載する情報（文章や画像等）に関する著作権は、三川町または原作者に帰属する。私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断複製や転用はできないものとする。ただし、本ページのリンクやフェイスブック上の「シェア」機能による掲載については、差し支えないものとする。

8 免責事項

- (1) 三川町は、本町がソーシャルネットワーキングサービスに投稿した情報について、利用者がその情報を利用または信用したことで、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 三川町は、利用者により投稿されたコメント等の内容及びコメントへの対応または対応しなかったことによる結果等について、一切の責任を負わない。
- (3) 三川町は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(4) 三川町は、上記(1)から(3)のほか、三川町が運用するソーシャルネットワーキングサービスアカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

9 運用方針の変更について

本方針は、予告なく変更する場合がある。